

令和2年度 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習開催のご案内

建設業労働災害防止協会岩手県支部

労働安全衛生法及び関係政省令の規定により、軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業を行う場合は、都道府県労働局に登録する機関が行う『木造建築物の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者の中から作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないことになっています。

当支部では、岩手労働局登録教習機関として、当該作業主任者技能講習を次のように開催いたしますので、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

1. 講習日時及び会場 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

日 時	令和2年12月16日（水）9：00～17：10 令和2年12月17日（木）9：00～17：20
会 場	建設研修センター 盛岡市松尾町17-9

2. 定 員

100名 先着順で定員になり次第締切とします。（開催日の10日前までに申込み願います。）

3. 講習料 ※なお、免除科目により受講料が減免されます。

区 分	受講料	テキスト代	合 計
会 員	8,800円（税込）	570円（税込）	9,370円
非会員	8,800円（税込）	1,570円（税込）	10,370円

4. 講習科目 ※受講者の資格により受講科目の免除があります。（申込時に該当する資格証(写)を添付の事）

科目記号	講 習 科 目	講 習 時 間
イ	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	7時間
ロ	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間
ハ	作業者に対する教育等に関する知識	1時間30分
ニ	関係法令	1時間30分
	修了試験	1時間

5. 受講要件

区分	資 格
1	木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に従事した経験を有する者
3	次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後、2年以上木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に従事した経験を有する者 (1) 職業能力開発法に定める建築施工系木造建築科・とび科・プレハブ建築科の訓練を修了した者 (2) 職業能力開発法に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者 (3) 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、とび科の訓練、職業訓練法の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び改正前の職業訓練法の養成訓練を修了した者

	(4) 旧能開法の準則訓練である養成訓練のうち、建築科の訓練を修了した者 (5) 職業能力開発促進法の普通職業訓練のうち、とび科の訓練を修了した者 (6) 職業訓練法施行規則に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち、改正前の職業訓練法施行規則に定めるとび科の訓練を修了した者 ※作業経験年数は満18歳からの年数となります。満18歳未満の期間は入りませんのでご注意ください。(年少者労働基準規則第8条)
--	---

6. 受講免除

区分記号	資 格	免除講習科目
A	(1) 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (2) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (3) 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (4) 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	ロ・ハ
B	(1) 5. 受講要件の区分3の資格欄 (1) から (4) 及び (6) に掲げる者 (2) 職業能力開発法に定める建築科、とび科又はフレハブ建築科の訓練を修了した者 (3) 職業能力開発促進法施行令別表第1に掲げる検定職種のうち建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	イ・ロ
C	職業能力開発促進法に定める建築科とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員の免許を受けた者	イ・ロ・ハ

7. 申込方法 **※重要**

- (1) 所定の申込用紙に必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部宛に郵送して下さい。申込書には6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、無背景の写真(縦3cm×横2.5cm)2枚を必ず添付して下さい。なお、デジタル写真の場合は、写真専用用紙を使用して下さい。
- (2) 5. 受講要件及び6. 受講免除で示したとおり、受講要件及び一部受講免除について、事業主等証明、資格を証する書類の写し(卒業証明、修了証等)を必ず申込書に添付して下さい。
 また、事業主等証明で個人事業主の証明を受ける場合には2名(2ヶ所)の証明が必要となります。
 なお、講習会当日、一部受講免除者等は資格証の原本を必ず持参し、受付で提示して下さい。
- (3) 受講票は所属事業所宛に送付いたします。受講票が到着次第、講習料を指定の銀行口座にお振込み下さい。
- (4) キャンセルの取扱いについて、講習会開催の初日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。)

8. 注意事項等 **※重要**

- (1) 受講票、筆記用具は必ず持参して下さい。
- (2) お車でお越しの方は、建設会館の有料駐車場をご利用になれますが、満車の場合は最寄りの有料駐車場をご利用下さい。
- (3) 遅刻をしますと修了試験を受けられなくなる場合があります。開始時間の10分前までに受付を済ませて下さい。

申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部 〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階 TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113
--

<木造建築物>